

紛争時	武力行使 →戦争そのもの	①武力攻撃事態 →個別的自衛権の行使	
		②存立危機事態 (事態対処法)	④国際平和共同対処事態 (国際平和支援法) →協力支援活動
		→集団的自衛権の行使 国連決議なし →集団安全保障措置の一環 としての武力措置への参加 国連決議あり	
平時	後方支援 →他国の武力行使と一体化	③重要影響事態 (重要影響事態安全確保法) →後方支援活動	⑥国際平和協力法 →駆けつけ警護のための武器使用 治安維持活動のための武器使用
	武器使用権限の拡大等 →武器使用の応酬から武力紛争に発展するおそれ	⑤自衛隊法の改正 →在外邦人の救出のための武器使用 外国軍の武器等防護のための武器使用	
	日本への影響を考慮する		

そうそう。クジューの選択。

でも、これからは、日本が攻撃されていないのに、こちらから出掛けていて、人を殺してきてください、場合によっては殺されることもありまして自衛隊の人にお願ひすることになるんだよね？

そういうことになるね。

それって、すごく重い決断だと思うんだよね。

そうだね。国民の代表者が法律で決めるっていうことになるわけだから、国民1人1人が他人事じやなく自分の問題として考えないといけないよね。

…新聞を読むのは、ちよつと無理そうだけど。

そう！だから、スポーツニュース以外のニュースもちゃんと見ようかなと思つたよ！

最後の決意はなんか微妙だけど、ボンもいろいろ考えられたみたいでよかったよ。

ありがとう。

だから！！

パンは、もういいってば！！

そして…

毎日、金にパンを

おしまい。

そうだね。いろいろ話して僕も勉強になったよ。また機会があったらやりたいね。

まずは、この表を見てみて。

武力行使	①武力攻撃事態 →個別の自衛権の行使		②存立危機事態 (事態対処法)	③重要影響事態 (重要影響事態安全保障法) →後方支援活動	④国際平和共同対処事態 (国際平和支援法) →協力支援活動	
	⑤自衛隊法の改正 →在外邦人の救出のための武器使用 外国軍の武器等防護のための武器使用		⑥国際平和協力法 →駆けつけ警護のための武器使用 治安維持活動のための武器使用			
戦時	①武力攻撃事態 →戦争そのもの		②存立危機事態 (事態対処法) →国連決議なし →集団的自衛権の行使		③重要影響事態 (重要影響事態安全保障法) →後方支援活動	
平時	④国際平和共同対処事態 (国際平和支援法) →協力支援活動		⑤自衛隊法の改正 →在外邦人の救出のための武器使用 外国軍の武器等防護のための武器使用		⑥国際平和協力法 →駆けつけ警護のための武器使用 治安維持活動のための武器使用	
	日本への影響を考慮する			日本への影響は考慮しない		

なんか色がきれいだね。

そこか。

まず①のところを見て

武力攻撃事態って書いてあるね。

そう。

日本が外国から武力攻撃を受けたりした場合、この「武力攻撃事態」ってことになるんだ。

その場合は、個別の自衛権を行使できるってわけだね。

かて…

とうっ！

そういうこと。まあ、反撃っていうよりは防衛って言う方がしっくりいくけどね。

いままでは、この場合しか武力を行使しちゃいけないってされていんだよね。

それはどうしてなの？

一言で言えば憲法9条があるからだね。9条2項には、戦力を保持しないって書いてある。でも、日本が攻撃された場合に国民を守れないのは困るという事で、「自衛のための必要最小限の実力組織」なら持つてもいいんじゃないかと考えられてきたんだ。

「自衛のための必要最小限の実力組織」だから、日本が攻撃された場合に、それを排除するためにしか、武力を行使できないとされてきたんだ。

うん。なんか難しい。

憲法9条があるから、これまでは、日本が攻撃されたときしか武力を行使しちゃいけないとされてきたってとこだけおさえておけばいいよ。

わかった。

集団的自衛権の行使が可能に

でも、②の「存立危機事態」に該当する場合、日本が攻撃されていなくても、集団的自衛権の行使、つまり武力行使ができるようになるんだ。

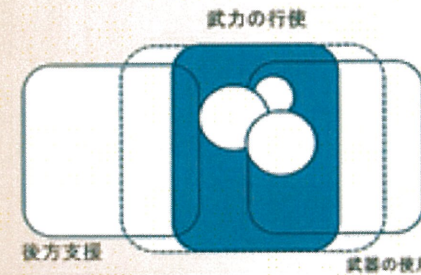
えー 集団的自衛権って、日本が攻撃されたときの話じゃないんだ。

自衛って言う言葉が入っているから、誤解しやすいけれど、そうなんだよ。

へえ。ところで、ソソリツキキジタイってどういうこと？

キキ？

武力行使、後方支援、武器の使用の関係



青い部分が狭くなったね！

そのとおり。個別的自衛権だけではなく、集団的自衛権や集団安全保障措置などの武力行使も許されることになったし、後方支援や武器の使用についても、武力行使にあたらず許される場面が広がったんだ。

なるほど。でも、「よくわからない」という人がほんとに多いし、いつまでに成立させるかを先に決めるような乱暴なやり方はしないでちゃんと議論して欲しいよね。

難しい話がたくさんあったけど、今回1つだけ分かったことがあるよ。

そうだね。特に、憲法違反の法律をつくるというのは、憲法尊重擁護義務に照らして問題があるから、この点を曖昧にしてはいけないと思うよ。

どうということ？

自衛隊の人が、人を殺したり、殺されたりすることになるんだなっていうこと。これまでは、日本が攻撃された場合の90%の選択だったと思うんだよね。

惜しい...

ホルムズ海峡ってどこにあるの？



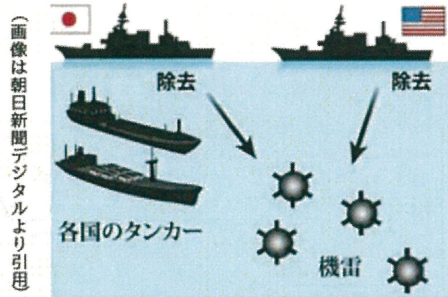
中東だね。ペルシア湾とオマーン湾の間にある海峡だよ。

そこに機雷がまかれるとどうして日本が攻撃される場合になるの？

「我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある」場合のことだよ。

例えば、ホルムズ海峡に機雷が敷設された場合にも、この存立危機事態に該当するから、集団的自衛権を行使して、機雷を除去する活動に加わることもありうると説明されているんだ。

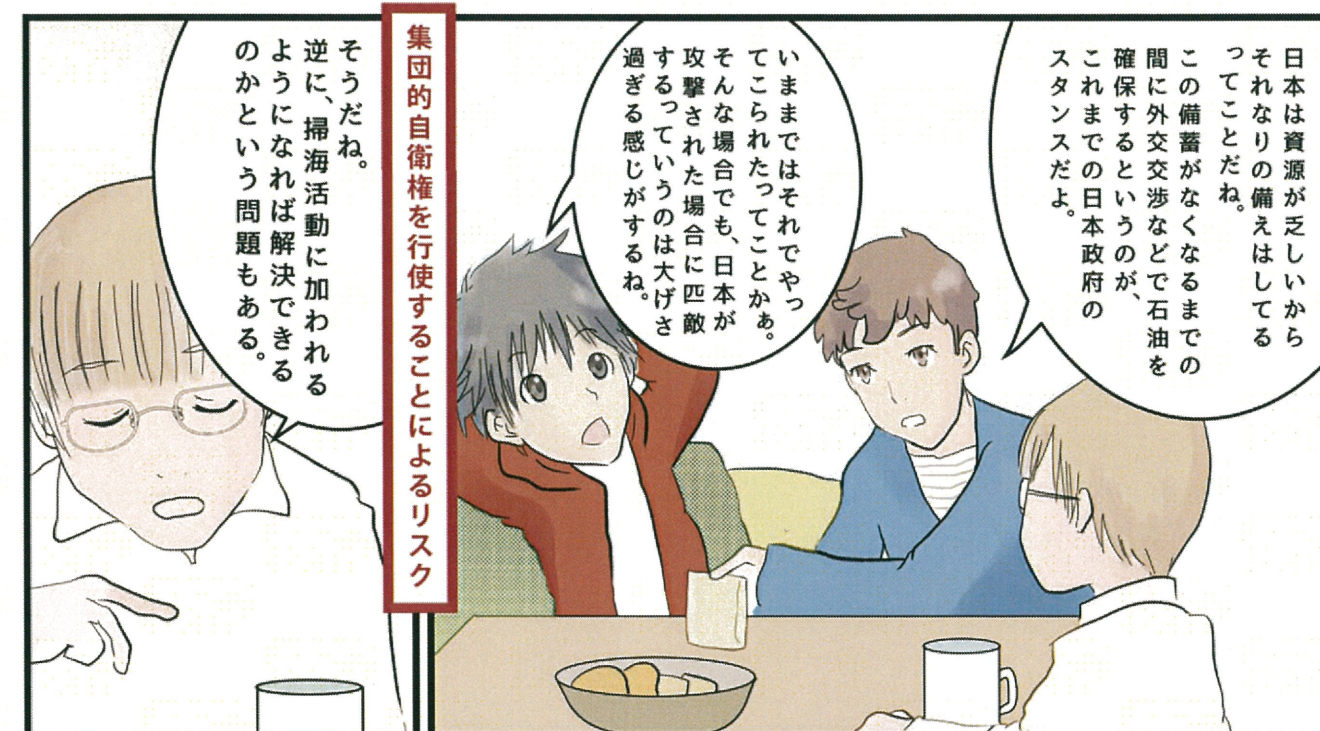
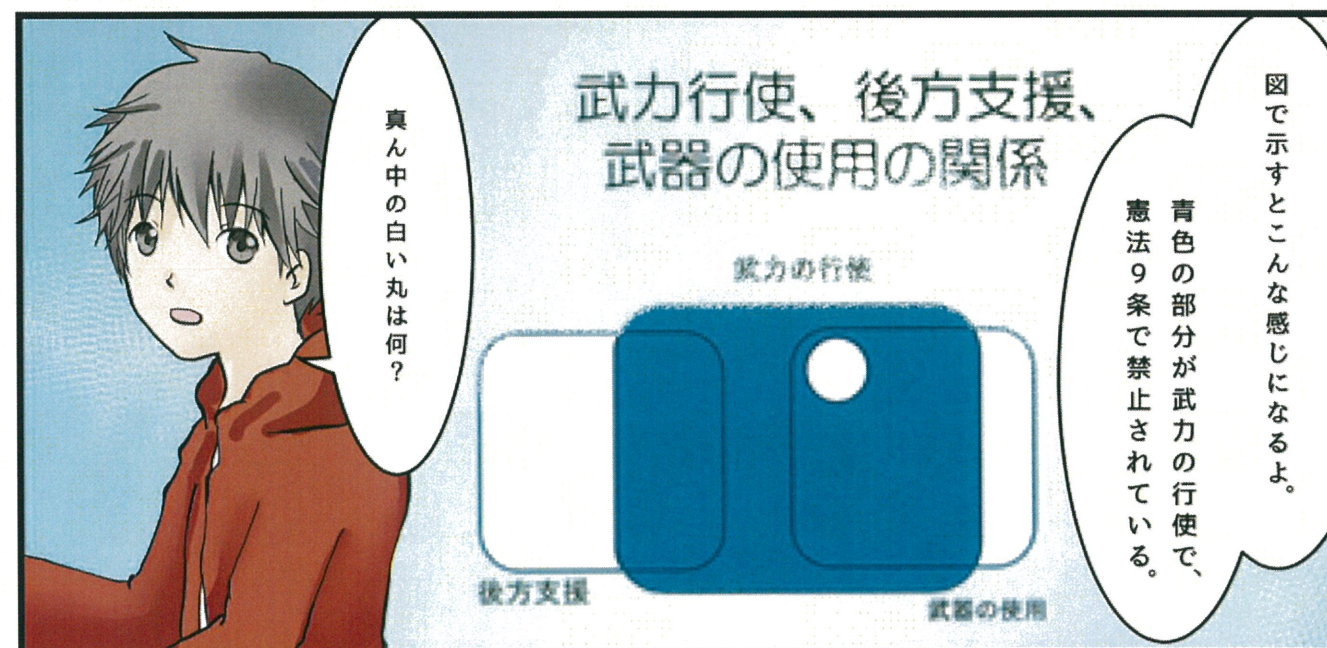
事例 14 戦時における国際的な機雷掃海活動への参加

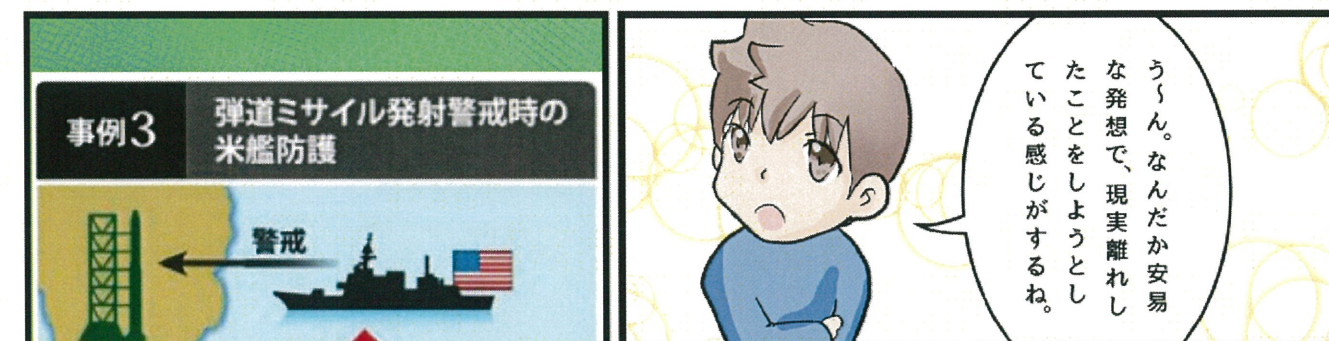
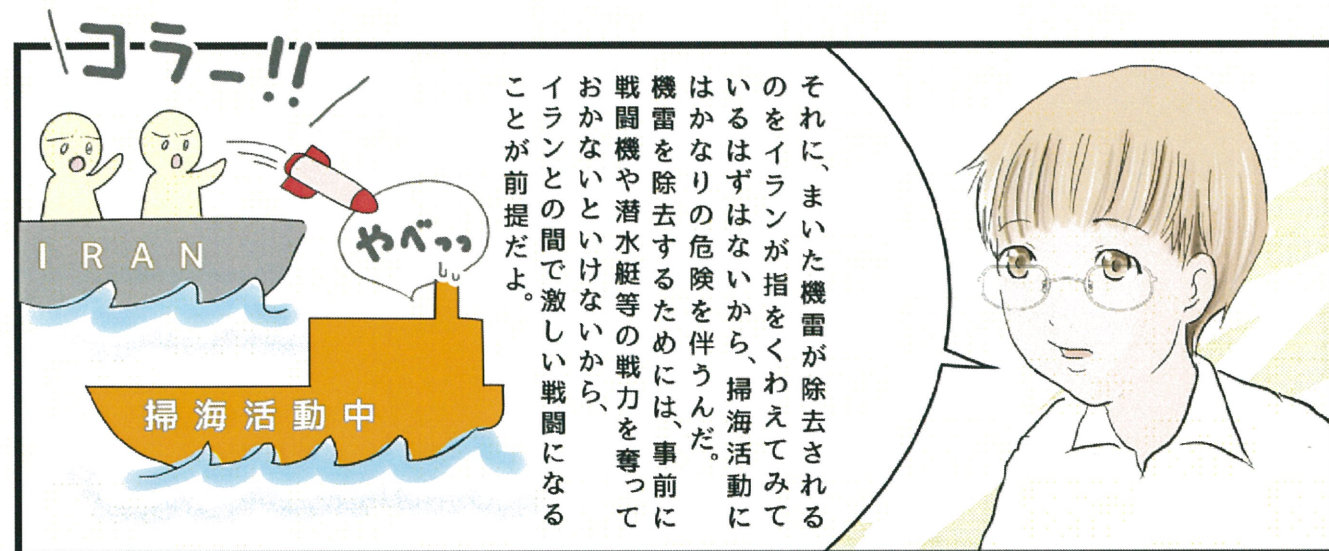


(画像は朝日新聞デジタルより引用)



終わりに





教えて! 安 保 法 制 が わ か り ま せ ン 。

アンポンタン!

作:上越中央法律事務所 第五話「自衛隊法改正」

これも、紛争の時の話じゃないんだね。

改正点はいくつかあるけれど、大きな変更は、在外邦人の救出と、外国軍隊の武器等防護かな。

武力行使 →戦争そのもの	①武力攻撃事態 →個別自衛権の行使	
	②存立危機事態 (事態対処法)	
後方支援 →他国の武力行使と一体化	③重要影響事態 (重要影響事態安全確保法) →後方支援活動	④国際平和共同対処事態 (国際平和支援法) →協力支援活動
	⑤自衛隊法の改正 →在外邦人の救出のための武器使用 外国軍の武器等防護のための武器使用	
武器使用権限の拡大等 →武器使用の応酬から武力紛争に発展するおそれ	⑥国際平和協力法 →駆けつけ警護のための武器使用 治安維持活動のための武器使用	
	日本への影響を考慮する	日本への影響は考慮しない

最後は、表⑤の自衛隊法の改正についてだね。

救出って、どういうケースが想定されているの?

そうだね。これを改正して「救出」もできるようにするんだ。

在外邦人の救出

現行法では、在外邦人の「輸送」はできるけれど、「救出」に関する規定はないんだよね。

世界最強のアメリカ軍ですら救出に失敗するくらいだから、自衛隊にはそんなことできないと思うよ。

自衛隊ってそんなにすごいことができるの?

日本人が誘拐された場合や、大使館等が占拠された場合などが想定されているよ。

教えて! 安 保 法 制 が わ か り ま せ ン 。

アンポンタン!

作:上越中央法律事務所 第二話「集団的自衛権. その2」

集団的自衛権が行使できるようなになると目がよくなるらしいね。

やあ!!

C 視力? 目?

前はなかなかついていけなかったけど、いろいろ勉強して今回はちよつと自信ありげです!

ケンサク中...

Google

まんぼ

抑止力が高まるって話かな。

もしかし、

「よく視力が高まる」か。よくわかったな。

うふふ...

長いつきあいだからね。

そーいっ

もんですか...

抑止力が高まるって話かな。

どうということ?

抑止力っていうのは、攻撃されたら反撃するぞという意思と能力を示すことで、攻撃を思いとどまらせる力のことだよ。

そうだね。

えーと、「日本と密接な関係にある国」かな。

日本が集団的自衛権を行使するのは、どの国が攻撃を受けた場合だった?

抑止力ってのは、攻撃されたら反撃するぞという意思と能力を示すことで、攻撃を思いとどまらせる力のことだよ。

うーん。
結局どうしたら
いいんだろう？

PKOをどうするか、PKOに日本がどう
関わるかというのは難しい問題だね。
さつき国連PKOが武力行使を容認する
方向にシフトしたという話をしたけれど、
その変更は必ずしも成功していないんだ。

武力を行使するっていうことは、
新しく敵を作り出すっていうこ
とになるもんね。

アフガニスタン戦争、イラク戦争に
よって、「イスラム国」がつくられて
しまったのは武力行使による負の
連鎖を象徴的に示しているね。

そうだね。だから、「平和構築」に
おける非軍事活動の重要性が
再認識されていて、
自衛隊の活動も高く評価される
ようになってきているんだよ。

いま南スーダンPKOで、
日本の自衛隊が道路補修に携わって
いるけれど、これは国連の潘基文事
務総長がわざわざ来日して要請した
ことを受けて派遣したものなんだ。

日本の特徴を活かした日本
なりの関わり方をしていく
必要があるんじゃないかな。

コムギパンさんは日本の
技術を信頼してるってことか。

コムギパンじゃなく
てパンギムンだよ。
怒られるぞ！

パンの話をしてたら
お腹すいてきちゃった。
続きはまた今度だね。

またこのパターンか…

つづく…

その通り。日本と密接な関係に
ある国が攻撃された場合に、
その国と一緒に反撃するという
のが集団的自衛権の行使だね。



そうか！
日本が攻撃されたときの
話じゃないから、
日本に対する攻撃を思い
とどまらせることにはな
らないっていうことか。

そうだね。日本の抑止力に
つながるのは、日本の個別的自衛
権と、アメリカの集団的自衛権で
あって、日本の集団的自衛権は直
接関係ないんだよ。

なるほどね！

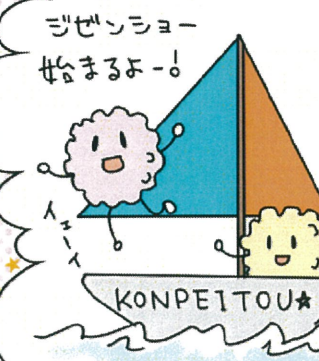
集団的自衛権の行使を可能にする
ことでアメリカとの信用関係が強
まって間接的に抑止力強化につな
がるという話もあるけど、

日本がアメリカの戦争に
巻き込まれてしまうリスクの
方が高くなるんじゃないかと
言われているよ。

ふーん。
よくわからないけど、
目がよくなる訳じゃ
ないのか。



コンペイトウがヨット競技で
滑稽な慈善ショーを認めさせ
たって聞いたけど？



公明党が与党協議で、
例外なく国会の事前
承認を認めさせた
っていう話かな？

ミラクル！
間違える方も、見抜く方も、
どっちもすごい才能で、
嫉妬するわ！



「国またはこれに準じる組織」に対する武器の使用は、武力行使にあたるからできないけれどそれ以外の集団に対しては武器を使用しても問題はないと説明している。

ふくん。そういうもの？

確かにそうだね。政府はこういう説明をしているの？

憲法9条があるのに、自衛隊が海外で武器を使っていいのかという問題もある。

でも「国に準じる組織」の捉え方がこれまでと変わっているんだ。

どういうこと？

これまでは海外での武器使用は、「武力行使にあたる」という疑いを否定できない」とされてきた。それがなぜ可能になるのか説明が必要だろうね。

国またはこれに準じる組織に対しては武器を使用しないっていうのは確かなの？

日本が承認している相手国の政府が実効支配している領域内には、「国に準じる組織」は存在しないとみなすことにしたんだよ。

みなすって、そんなご都合主義的でないの？

恣意的な認定を防げないという批判が強いよ。

あ、もう、ツッコンでもくれないんだね！

一言もセリフが無いよ、主役なのに…

はいはい！ どうぞ、おかしなことを！

いつから主役になった？

でも、「例外なき事前承認」は、国際平和共同対処事態の協力支援活動の話(表④)だよ。

戦争時	武力行使 →戦争そのもの	①武力攻撃事態 →個別自衛権の行使	④国際平和共同対処事態 (国際平和支援法) →協力支援活動
		②存立危機事態 (事態対処法) →集団的自衛権の行使 国連決議なし	
平時	後方支援 →他国の武力行使と一体化	③重要影響事態 (重要影響事態安全保障法) →後方支援活動	⑥国際平和協力法 →駆けつけ警護のための武器使用 治安維持活動のための武器使用
		⑤自衛隊法の改正 →在外邦人の救出のための武器使用 外国軍の武器等防護のための武器使用	
		日本への影響を考慮する	日本への影響は考慮しない

あ、そうか！

ニュースで「例外なき事前承認」って言うってたから、必ず国会が事前に承認するのかと思ってたけど、集団的自衛権とか(表②)、重要影響事態の後方支援(表③)には、事後承認の余地が残されているんだね。

そのとおり

それと、国会が事前に承認すればそれでいいというわけではないよ。

あ、あれー？

どういうこと？

どうしてこれまで集団的自衛権は行使できないとされてきたんだっけ？

そうか。

日本が攻撃されていないのに武力行使できるというの、戦力をもたないことと定めた憲法の規定からは絶対に説明できない話だよ。

憲法に違反するからだ！

憲法に違反しているのに、国会が事前に承認すればいいっていうのはおかしいね。

憲法は、権力が濫用しないように縛りをつけることで、国民の人権や自由を保障するためのものなんだ。

立憲主義だね。

憲法で縛りを受ける国会が、実質的に憲法の内容を変更するような法律をつくるのは、この立憲主義に反することになるよ。

なんだー…

そうかあ。ヨット競技でチャリティショーは見られないのかあ。

本当にわが、ごめんなさい。

うーん.

先制攻撃は、①②③のどれにも当てはまらないから、国際法違反になるっていうことだね。

そうだね。
国連決議に照らすと、
先制攻撃は、侵略行為に該当することになるんだよ。

先制攻撃が侵略ってことは、
その国と一緒に武力攻撃すれば、
侵略に荷担するってことになっちゃうね。
これはほんとにやばい！

ほんと。
気づけばすっかり
新緑の季節だね。

だからもうちょっと
黙っててくれないかな。

うーん。
頭使ったら疲れちゃったから、
続きはまた今度お願い。

Panel 1: A boy with glasses looks surprised.

Panel 2: A boy with glasses points up, with a large red X above him.

Panel 3: A boy with glasses looks surprised.

Panel 4: A boy with glasses looks surprised, with a large red X above him.

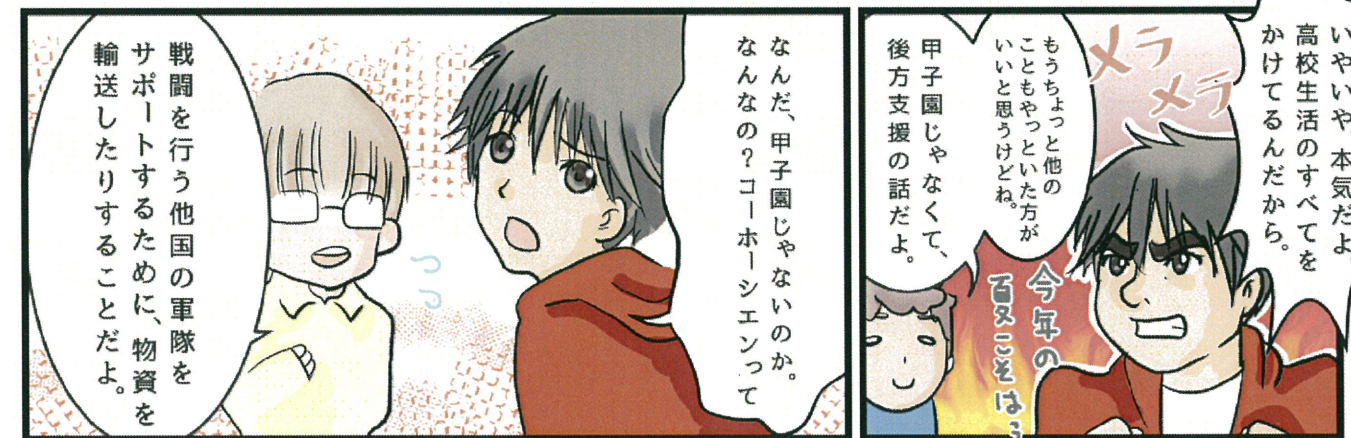
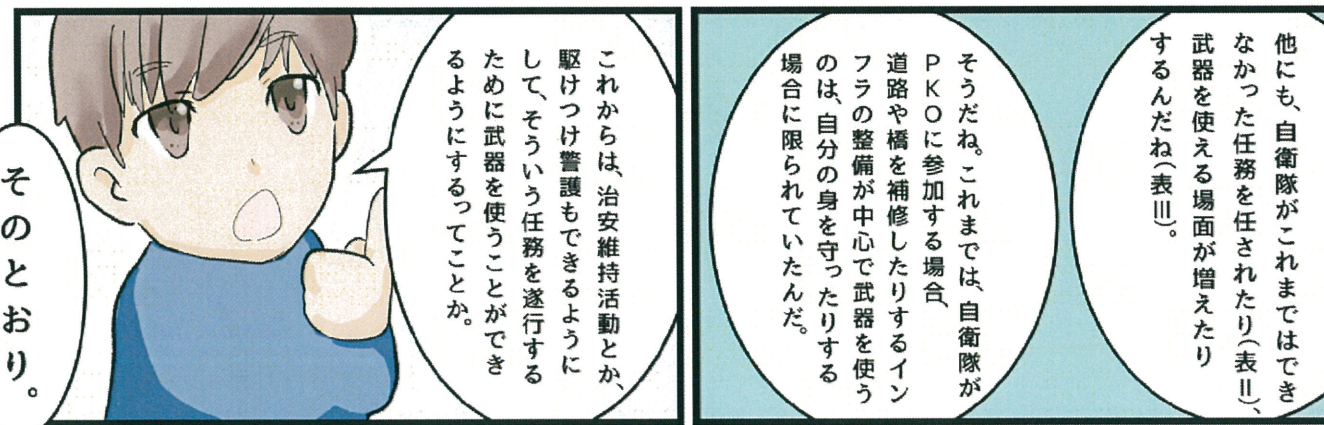
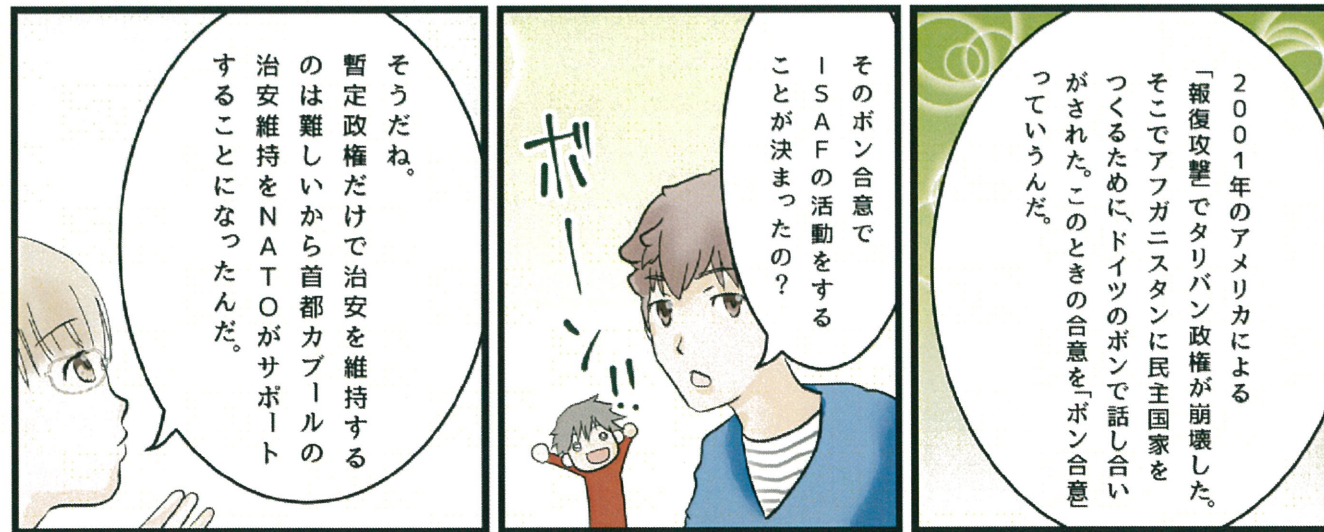
教えて!

安保法制がわかりません。

アンポンタン!

作:上越中央法律事務所

第三話「後方支援」



安保法制がわかりません。 **教えて! アンポンタン!** 作: 上越中央法律事務所 第四話「PKO法改正」

テロ特措法(アフガニスタン戦争とか、イラク特措法(イラク戦争)とかだね。

そのとおり。

でも、今回はいつでも自衛隊を派遣できるようにするために、恒久的な法律(表④国際平和支援法)をつくらうとしているよ。

武力行使	①武力攻撃事態 → 個別的自衛権の行使	②存立危機事態 (事態対処法)
紛争時	一戦争そのもの	③重要影響事態 (重要影響事態安全保障法) → 後方支援活動
後方支援	一他国の武力行使と一体化	④国際平和共同対処事態 (国際平和支援法) → 協力支援活動
武器使用権限の拡大等	一武器使用の応酬から武力紛争に発展するおそれ	⑤自衛隊法の改正 → 在外邦人の救出のための武器使用 外国軍の武器等防護のための武器使用
平時	日本への影響を考慮する	日本への影響は考慮しない

今日の話は紛争が一応終わった後(平時)の話だね。

集団的自衛権とか後方支援は紛争が起こっているときの話だったけれど、今日の話は紛争が一応終わった後(平時)の話だね。

武力行使	①武力攻撃事態 → 個別的自衛権の行使	②存立危機事態 (事態対処法)
紛争時	一戦争そのもの	③重要影響事態 (重要影響事態安全保障法) → 後方支援活動
後方支援	一他国の武力行使と一体化	④国際平和共同対処事態 (国際平和支援法) → 協力支援活動
武器使用権限の拡大等	一武器使用の応酬から武力紛争に発展するおそれ	⑤自衛隊法の改正 → 在外邦人の救出のための武器使用 外国軍の武器等防護のための武器使用
平時	日本への影響を考慮する	日本への影響は考慮しない

今日は表⑥のPKO協力法の改正の話だね。

硬球はあたると痛いよね。ほんと。

ういそー...

いい加減、野球から頭を切り換えて!

でも、恒久法を作ればすぐに対応できるからいいんじゃないの?

必ずしもそうとは言えない。派遣の必要性や、法的な根拠等について慎重に議論・検討しないと、違法な戦争に加担することになりかねないと言われているよ。

	現行法	改正法により加わるもの
I 参加する対象	国連PKO	国際連携平和安全活動
II 自衛隊の任務	道路・橋の補修 建物の建設等	治安維持活動 駆けつけ警護
III 武器使用の基準	正当防衛・緊急避難 武器等を防護する場合	任務遂行のための武器使用

国連が統括しない活動って、どういうもの?

国連PKOだけでなく、国連が統括しない活動にも参加できるようになるよ(表I)。

イラク戦争なんかは、完全に先制攻撃だし、口実にされていた大量破壊兵器もなかったから、国際法違反は明らかだもんね。

イラク戦争のときには、小泉総理が、いち早くアメリカの選択を支持したこともあって議論が十分に尽くされなかったよね。

周辺事態法を改正して、地理的な限定をなくすっていう話もあるよね?

最近の例で言えば、ISAF(国際治安支援部隊)があるね。

挨拶はやっぱり基本だよ。

アイサツじゃなくてアイサフだよ。

ISAFって聞いたことはあるけどよくわかんないな。

そうだね。法律の名も変わって、重要影響事態安全保障法になるんだ(表③)。

国際平和支援法(表④)と重要影響事態法(表③)はどういう関係になるの?

どちらの法律でも自衛隊がやる内容はほとんど変わりが無いよ。

じゃあ、2つもある意味はないんじゃないの?

そうとも言えるかな。
ただ、2つの法律では、
要件が違っているんだ。

どういうこと？

国際平和支援法では、
事前の国会承認と
「関連する国連決議」が
要件になっているけど、
重要影響事態法では、
国会承認は事後でもよく、
国連決議は不要なんだ。

要件が緩い重要影響事態法
があると、国際平和支援法が
要件を厳しくしている意味
がないんじゃない？

重要影響事態法では
一応、日本に対する影響を考慮
することになっているけど、
国際平和支援法では
日本に対する影響は考慮
する必要がないんだ。

イチロー？

「一応」だよ「一応」。
知らない？

その留保は
どういうこと？

「日本の平和と安全に重要な
影響を与える事態」という要
件は抽象的すぎるから歯止め
になるか疑問だね。

じゃあ、やっぱり
国際平和支援法の方が
要件は厳しいの？

そう言ってもいいかな。

ただ、秘密保護法があるから
情報が隠されて国会の承認は
形式的になるだろうね。
それに「関連する」国連決議で
いいなら、湾岸戦争に関する
国連決議を根拠にイラクに自
衛隊を派遣したようなことが
繰り返されるかも知れないね。

どっちも
あんまり要件が
厳しくないんだね。

これまでと違って、
戦闘地域でも自衛隊が活動
できるようになるんだよね。

そうだね。
これまでは、非戦闘地域
でないと活動できなかった
ただ、

改正後は「現に戦闘が
行われていない」地域
であれば活動できる
ことになるんだ。

従来	現に戦闘行為が行われていない + そこで実施される活動の期間を通じて 戦闘行為が行われないと認められる
	現に戦闘行為が行われていない - そこで実施される活動の期間を通じて 戦闘行為が行われないと認められる
閣議決定による変更	

活動中に戦闘行為が行われ
る可能性があっても活動で
きるってことか。
そんなの危ないんじゃない？

そうだね。
しかも、戦闘現場になっ
ても捜索・救助活動なら継続
できるとされているよ。

えー！
絶対危ないでしょ！

それに「後方支援」の内容も
かなり変わって、弾薬を提供した
り、発進準備中の戦闘機への給油
もできるようになるんだ。

もともと戦闘部隊より、
兵站部隊の方が
攻撃されやすいんだ。

現にアフガニスタン戦争でも
兵站に従事したNATO軍に
1000人以上の犠牲者が
でているよ。

でもこれまでは自衛隊員に
戦闘による犠牲者はでてい
ないんじゃないかってっけ？

自衛隊が後方支援を行う場合、
武力行使はしないということを
アピールして、砂漠でもあえて目
立つ迷彩服を着ていたんだよ。

そうなんだ！
でも戦闘地域で弾薬を
提供するようになっ
たら絶対に狙われるよね。

自衛隊員に
犠牲者がでるのは
確実だろうね。

自衛隊は、戦闘行為の一部
を担うようになるんだね。

「後方支援」「協力支援」と
いう言葉からイメージさ
れることとは全然違うね。